

## 第1章 はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第4条において、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な事項を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関わる事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。」と市町村の責務について規定するとともに、第6条では、一般廃棄物処理計画について次のように定められています。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令に定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めることとする。
  - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
  - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
  - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
  - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
  - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
  - 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

また、一般廃棄物処理計画は、ごみ処理と生活排水処理とに分けて策定すること、目標年次をおおむね10年から15年先において、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしています。

五泉市(以下「本市」という。)は、平成18年1月1日に五泉市・村松町が合併して誕生しました。これまでの廃棄物処理行政については、五泉地域衛生施設組合が主体となって関係市町村と協力して行っており、今後も五泉地域衛生施設組合が主体となって関係する市どうしが協力し合って廃棄物処理行政を行うことになるため、あらためて五泉市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)を策定することになりました。

本計画の作成にあたっては、これまでの一般廃棄物処理事業の実体を把握して今後の課題を整理することにより、適正かつ合理的な一般廃棄物処理が行えるように計画を策定するものとします。これにより、一般廃棄物処理事業を円滑に推進し、住民の快適な生活環境づくりに寄与するものとします。